

赤字解消・激変緩和措置計画(交野市)

都道府県名	保険者番号	保険者名
大阪府	31	交野市

I. 赤字の発生状況

I-(1) 法定外繰入金の状況

様式5 平成28年度 国民健康保険事業における一般会計繰入金の繰入理由別状況表から転写してください。
 ※網掛けは、大阪府の整理による解消すべき法定外繰入金

決算補填等目的のもの						保険者の政策によるもの			小計
保険料(税)の収納不足のため	累積赤字補填のため	医療費の増加	後期高齢者支援金等	公債費等、借入金利息	高額療養費貸付金	保険料(税)の負担緩和を図るため	地方単独の保険料(税)の軽減額	任意給付に充てるため	
① (円)	② (円)	③ (円)	④ (円)	⑤ (円)	⑥ (円)	⑦ (円)	⑧ (円)	⑨ (円)	①~⑨ (円)
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※その他は、理由別に区分けて貼付してください。

決算補填等以外の目的											小計	合計
保険料(税)の減免額に充てるため	地方単独事業の医療給付費波及増等	保健事業費に充てるため	直営診療施設に充てるため	納税報奨金(納付組織交付金等)	基金積立	返済金	その他	その他	その他	その他		
⑩ (円)	⑪ (円)	⑫ (円)	⑬ (円)	⑭ (円)	⑮ (円)	⑯ (円)	一部負担金の減免額の補填	多子世帯支援奨励金	その他(解消すべきもの)	その他	⑩~⑳ (円)	⑳=①~⑳ (円)
9,828,849	15,619,000	0	0	0	0	0	171,151	0	0	0	25,619,000	25,619,000

(A) 解消すべき法定外繰入金(国定義) ①~⑨	(千円) 0
(B) 解消すべき法定外繰入金(大阪府定義) ①,③~⑨,⑩,⑭,⑮,⑰~⑲	10,000

【確認事項】赤字がある場合で、平成30年度予算ベースまでに赤字を解消する見込みの有無。
 確実に赤字を解消する見込み(赤字解消計画の策定をしない)。
 赤字を解消する見込みが不明または困難(計画を策定する)。

I-(2) 繰上充用金の新規増加額(C)

繰上充用金	平成27年度		平成28年度		(C) 新規増加額
	0	0	0	0	0

H28事業年報の数値に合わせてください。

I-(3) 赤字額

国 定 義	(D)=(A)+(C)	0
大阪府定義	(E)=(B)+(C)	10,000

I-(4) 赤字の原因

保険料の減免額に充てるため、一般会計からの繰入れを行っていたため。平成30年度より、国民健康保険財政調整基金から支出するよう財源変更を行う。

II. 赤字の解消計画

II-(1) 赤字解消のための基本方針

II-(2) 赤字解消のための具体的取組

II-(3) 赤字解消の年次計画 (総括表 国定義)

※以下の法定外繰入にかかる項目は別紙の内訳を自動集計します

	対象額	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	最終年次	合計
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
法定外繰入の解消予定額(率)	-	0	0	0	0	0	0	0	0
残額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
繰上充用金の新規増加額 解消予定額(率)	-								0
残額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計 赤字解消予定額(率)	-	0	0	0	0	0	0	0	0
残額	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(総括表 大阪府定義)

※以下の法定外繰入にかかる項目は別紙の内訳を自動集計します

	対象額	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	最終年次	合計
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
法定外繰入の解消予定額(率)	-	0	0	0	0	0	0	0	0
残額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
繰上充用金の新規増加額 解消予定額(率)	-	0	0	0	0	0	0	0	0
残額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計 赤字解消予定額(率)	-	0	0	0	0	0	0	0	0
残額	0	0	0	0	0	0	0	0	0

Ⅲ. 激変緩和措置計画

Ⅲ-(1)府統一基準に向けた基本方針

- 保険料率……保険料率を激変緩和措置期間中は、賦課割合の率について、次のように変更する。
 - 医療分及び後期分 → 所得割及び均等割の賦課割合を毎年0.5ポイントずつ下げ、平等割の賦課割合を毎年1ポイントずつ上げる。令和4年度は激変緩和期間中に限り保険料抑制に財政調整基金を活用できるため均等割を据え置き、平等割を0.5ポイント上げる。
 - 介護分 → 所得割の賦課割合を毎年1ポイントずつ下げ、均等割の賦課割合を毎年1ポイントずつ上げる。
- 保険料の減免基準……府内統一（共通）基準を基本とし、激変緩和期間中は、独自減免として、低所得者減免を行う。方針は下記のとおりとする。財源は国民健康保険財政調整基金から支出する。
 - ・現在、所得が生活保護基準の1.5倍以下の世帯を減免対象としているが、平成30年度は据え置きとし、平成31年度から生活保護基準にかける倍率を0.1ポイントずつ下げる。令和4年度は、新型コロナウイルス感染症拡大状況から低所得者の減免基準を令和2年度・3年度基準と同じ1.3倍以下の世帯に引き続き据え置く。
 - ・令和6年度に廃止する。

Ⅲ-(2)激変緩和の年次計画

		現状	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	令和6年度	府統一基準に向けての具体的な進め方または取組
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
1 保険料・税区分		料	統一	統一	統一	統一	統一	統一	統一	
2 保険料率 (医療)	所得割(割合)	8.25%(52%)	8.30%(51.5%)	8.23%(51.0%)	8.50%(50.5%)	8.64%(50.0%)	8.47%(49.5%)	-%(49.0%)	統一	平成30年度から、大阪府の示される医療分の賦課割合とすると、低所得者への影響が大きくなることから、賦課割合を現行の賦課割合から、少しずつ大阪府の示される賦課割合に近づける。 令和4年度は、激変緩和期間中に限り保険料抑制に財政調整基金を活用できるため、均等割・平等割を令和3年度額に据え置く。
	均等割(割合)	29,100円(33%)	28,230円(32.5%)	28,241円(32.0%)	29,611円(31.5%)	30,331円(31.0%)	30,331円(31.0%)	-%(31.0%)	統一	
	平等割(割合)	22,200円(15%)	23,170円(16%)	24,996円(17.0%)	27,491円(18.0%)	29,692円(19.0%)	29,692円(19.5%)	-%(20.0%)	統一	
	賦課限度額	54万円	統一	統一	統一	統一	統一	統一	統一	
2 保険料率 (後期)	所得割(割合)	2.53%(52%)	2.60%(51.5%)	2.71%(51.0%)	2.76%(50.5%)	2.72%(50.0%)	2.57%(49.5%)	-%(49.0%)	統一	平成30年度から、大阪府の示される後期分の賦課割合とすると、低所得者への影響が大きくなることから、賦課割合を現行の賦課割合から、少しずつ大阪府の示される賦課割合に近づける。
	均等割(割合)	9,120円(33%)	8,860円(32.5%)	9,324円(32.0%)	9,541円(31.5%)	9,446円(31.0%)	9,314円(31.0%)	-%(31.0%)	統一	
	平等割(割合)	6,960円(15%)	7,270円(16%)	8,252円(17.0%)	8,858円(18.0%)	9,247円(19.0%)	9,195円(19.5%)	-%(20.0%)	統一	
	賦課限度額	19万円	統一	統一	統一	統一	統一	統一	統一	

		現状	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	令和6年度	府統一基準に向けての具体的な進め方または取組
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
2 保険料率 (介護)	所得割(割合)	2.50%(52%)	2.33%(51.0%)	2.81%(50.0%)	2.84%(49.0%)	2.58%(48.0%)	2.47%(47.0%)	-%(46.0%)	統一	平成30年度から、大阪府の示される介護分の賦課割合とすると、低所得者への影響が多くなることから、賦課割合を現行の賦課割合から、少しずつ大阪府の示される賦課割合に近づける。 令和4年度は、激変緩和期間中に限り保険料抑制に財政調整基金を活用できるため、均等割を令和3年度額に据え置く。
	均等割(割合)	9,950円(33%)	14,020円(49.0%)	17,709円(50.0%)	18,581円(51.0%)	17,520円(52.0%)	17,520円(53.0%)	-(54.0%)	統一	
	平等割(割合)	5,850円(15%)	統一	統一	統一	統一	統一	統一	統一	
	賦課限度額	16万円	統一	統一	統一	統一	統一	統一	統一	
3 保険料の減免基準		据え置き	据え置き	一部改訂 (独自減免有)	一部改訂 (独自減免有)	据え置き (独自減免有)	据え置き (独自減免有)	一部改訂 (独自減免有)	統一	低所得者減免の基準として、所得が生活保護基準の1.5倍以下の世帯を対象としているが、平成30年度は据え置きとし、以後毎年倍率を下げる。令和4年度は、新型コロナウイルス感染症拡大状況から低所得者の減免基準を令和2年度・3年度基準と同じ1.3倍以下の世帯に引き続き据え置く。 令和6年度は、廃止する。
4 仮算定の有無		仮算定無し	統一	統一	統一	統一	統一	統一	統一	
5 本算定の時期		6月	統一	統一	統一	統一	統一	統一	統一	
6 納期数		10ヶ月	統一	統一	統一	統一	統一	統一	統一	
7 一部負担金の減免基準		据え置き	統一	統一	統一	統一	統一	統一	統一	

上記のとおり提出します。

令和5年1月20日

大阪府知事 吉村 洋文 様

保険者名 交野市

代表者名 山 本 景

印

